



目 次		ページ
告 示		
○漁船損害等補償法による同意成立	(漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅	(")	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出	(経営支援課)	1
○ふ化業者の登録	(畜産振興課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	1
○道路の区域変更(3件)	(道 路 課)	2
◎告示(指定構造計算適合性判定機関の指定)の一部改正	(建築指導課)	2
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出	(会計管理課)	2
高知県収用委員会公告		
○公示による送達	(7・5 掲示)	2
○収用の裁決手続の開始の決定		3
その他		
○平成25年度行政書士試験の実施	(法 務 課)	3

告 示

高知県告示第456号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成25年7月8日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

内外ノ浦加入区

高知県告示第457号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成21年7月高知県告示第481号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平

成25年7月7日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年7月8日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

内外ノ浦加入区

高知県告示第458号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年6月6日	医療法人瑞風会 安芸市本町二丁目13-32	医療法人瑞風会森澤病院 安芸市本町二丁目13-32 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護

高知県告示第459号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成25年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
- 届出者の住所
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヴェスタ桜井
高知市桜井町二丁目420-2ほか
- 変更した事項

- 大規模小売店舗の名称
(変更前) ヴェスタ桜井
(変更後) フジ桜井店
- 変更年月日
平成25年5月1日
- 変更理由
店舗の名称を変更するため
- 届出年月日
平成25年6月11日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

高知県告示第460号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定に基づきふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成25年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 登録番号

2013-001号

2 登録年月日

平成25年7月1日

3 名称及び住所

高知県土佐ジロー協会
高知市五台山5015-1

4 ふ化場の名称及び所在地

土佐ジロー円行寺孵卵施設
高知市円行寺1773-123

高知県告示第461号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

南国市十市

- 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番

1	南国市十市字御手洗	2323-ロー 2-2
2	〃 〃 字新宮山	5936-4
3	〃 〃 〃	〃
4	〃 〃 〃	5936-6地 先
5	〃 〃 字南崎	2307-3地 先
6	〃 〃 字新宮山	5936-2

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年7月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町越裏門 字竹ノ川170番1地 先から	前	7.4	191
		24.7	
吾川郡いの町越裏門 字竹ノ川170番1ま で	後	8.5	191
		30.3	

高知県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年7月9日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市下ノ加江 字摺木谷2787番から 土佐清水市下ノ加江 字入方2782番1まで	前	4.9	51
		7.3	
	後	5.2	51
		9.2	

高知県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年7月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十和吉野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町地吉 字ウヅノタキ43番1 から	前	2.8	131
		8.0	
高岡郡四万十町地吉 字ウヅノタキ21番1 まで	後	6.1	131
		15.6	

高知県告示第465号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成23年8月高知県告示第517号（指定構造計算適合性判定機関

の指定)の一部を次のように改正する。

平成25年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

2中
「(13) 株式会社建築構造センター広島事務所
広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル
704-2号室」

を

「(13) 株式会社建築構造センター広島事務所
広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル
704-2号室
(14) 株式会社建築構造センター埼玉事務所
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま
浦和ビルディング3階」

に改める。

高知県告示第466号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成25年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市丸ノ内二丁目4番11号
一般社団法人高知県食品衛生協会
会長 古谷 俊夫

(変更後) 高知市丸ノ内二丁目4番11号
一般社団法人高知県食品衛生協会
会長 早川 紀夫

2 変更年月日
平成25年5月30日

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次のは、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書類を受領しないときは、平成25年7月26日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。
平成25年7月5日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書類の種類
平成25年7月3日付け権利取得及び明渡しの裁決書

2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名
 南国市田村字宮スズレ甲872番の土地の所有者
 不明。ただし、登記名義人
 住所不明 田中 善助

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成25年7月9日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道55号改築工事（高知東部自動車道「高知南国道路」・南国市伊達野字馬瀬地内から同市伊達野字立岩地内まで及び同市田村字石橋本地内から同市物部字下王島地内まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
南国市田村地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
宮スズレ	甲871番	墓地	墓地	39㎡	47.67㎡	47.67㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 土地所有者の住所及び氏名
 不明。ただし、登記簿表題部所有者
 住所不明 田中 徳兵衛
 亡田中徳兵衛家督相続人田中刃子生死不明。ただし、
 (1) 田中刃子が生存している場合
 住所不明 田中 刃子
 (2) 田中刃子が死亡している場合
 亡田中刃子相続人不明。ただし、判明している相続人
 住所不明 田中 淳又は亡田中淳相続人
 住所及び氏名不明 亡佐々木明子の相続人

住所不明 田中 玲子
 Rua Palmeira Imperial 104 Cidade Nova
 Municipio Parnamirim Rio Grande do Norte
 Brasil

（ブラジル連邦共和国リオグランデ・ド・ノルテ州バルナミリン市パルメイラ・インペリアル通り104番地）
 田中 郁夫

住所不明 田中 富夫又は亡田中富夫相続人
 三重県鈴鹿市十宮二丁目17番17号 グランドハイ
 ツ清水V5 C-1

KAWASE TERUYO TANAKA

- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成25年7月3日

 そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る平成25年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成25年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力

- 1 試験期日
平成25年11月10日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所
高知市城北町1-14 高知県立高知小津高等学校
- 3 試験の科目及び方法
 (1) 試験の科目
 ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）
 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成25年4月1日現在施行されているものに関して出題する。
 イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）
 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
 (2) 試験の方法
 ア 試験は、筆記試験による。
 イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式による。
 なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

- 4 受験手続
 (1) 郵送による受験申込み
 ア 受付期間
平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで
 イ 受付場所
一般財団法人行政書士試験研究センター
受験願書と併せて配布する封筒（宛先は、印刷済み）で簡易書留郵便により郵送すること（平成25年9月6日付けの消印のあるものまで受け付ける。）。
 ウ 提出書類
受験願書一式
 エ 受験手数料
7,000円
受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。
 オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所
 (ア) 郵送配布
 a 配布期間
平成25年8月5日から同月30日（金）まで
 b 配布請求方法
郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号のもの）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、次の宛先に郵送で請求すること（平成25年8月30日までに必着すること。）。
 名称 一般財団法人行政書士試験研究センター
 住所 郵便番号100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留
 (イ) 窓口配布
 a 配布期間
平成25年8月5日から同年9月6日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
 b 配布場所
 (a) 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター
 (b) 高知市旭町二丁目59-1 アサヒプラザ2階 高知県行政書士会
 (c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー
 (d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所
 (e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所
 (f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保

<p>健所 (g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所 (h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知 県幡多福祉保健所</p> <p>(2) インターネットによる受験申込み ア 受付期間 平成25年8月5日午前9時から同年9月3日（火）午後 5時まで なお、受付期間の最終日（平成25年9月3日）は、午後 5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中（入 力中）であっても申込みができなくなる。また、受付 期間の最終日（平成25年9月3日）は、混雑することが予 想されるため、余裕をもって申し込むこと。 イ 受験申込画面への入力 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (http://gyosei-shiken.or.jp) からインターネット出願 画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入 力すること。 ウ 受験手数料 7,000円 エ 受験手数料の払込方法 (ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード（受験を 申し込む者本人名義のものに限る。）による決済のみと なること。 (イ) 利用することができるクレジットカードは、 VISA、Master又はUCとなること。 (ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還し ないこと。</p> <p>5 特例措置の実施 身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要 な措置（点字試験を含む。）を講ずることがあるので、受験申 込みの前に必ず7の問い合わせ先に相談すること。</p> <p>6 合格発表の日時及び方法 (1) 合格発表の日時 平成26年1月27日（月）午前9時 (2) 合格発表の方法 ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び一 般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に掲示する とともに、高知県公報及び一般財団法人行政書士試験研究 センターのホームページ (http://gyosei-shiken.or.jp) に登載する。 イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に合否通知書を 郵送する。</p> <p>7 試験に関する問い合わせ先</p>	<p>東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター 電話番号03-3263-7700</p>	
--	--	--